

データ利用継続申請について

国立研究開発法人科学技術振興機構
バイオサイエンスデータベースセンター

これまで、データ提供申請、提供データ更新申請、および、データ利用申請に関する作業手順については具体的に検討してきた。今年に入ってからデータ利用申請があったこともあり、これまで具体的に検討していなかったデータ利用の継続申請の作業手順について決定したい。

1. これまでのデータ利用継続申請についての考え方

(1) データ利用申請書内には以下の一文を記載している。

- ・ 所属機関の倫理委員会において承認されている研究期間を限度とします。

(2) データ利用の継続申請は、データ利用申請と同様、データ利用申請フォーム

(<http://humandbs.biosciencedbc.jp/data-use-form>) を使用して申請していただく。その際、データ利用申請における必須項目は全て入力・添付することとする。

2. データ利用の継続申請のポイント

(1) データ利用継続申請の場合、既に NBDC ヒトデータ審査委員会によるデータ利用に関する審査を受けている。

(2) 継続申請として必要な情報としては、①所属機関の IRB による審査によって、研究期間の延長が承認されたか、②研究代表者がデータ利用期間をいつまで延長したいか、である。

(3) 継続してデータを利用する場合、毎年 8 月に書式 3) NBDC ヒトデータ使用（および破棄）報告書と一緒にセキュリティガイドラインチェックリストを提出する。

3. データ利用の継続申請方法（案）

(1) ①データ利用期間満了から一か月前までに、継続する旨および継続期間を通知する、②所属機関の IRB による承認書を提出する、ことでデータ利用の継続申請とする。

(2) データ利用期間が IRB による研究承認期間内であることを事務局が確認し、期間内であれば利用期間を延長する。

(3) “書式 5) NBDC ヒトデータ取扱いセキュリティガイドライン チェックリスト” および “書式 3) NBDC ヒトデータ使用（および破棄）報告書制限公開データ用” は、8 月に提出してもらう。

以上